

# 令和8年度静岡県高級宿泊施設誘致推進業務委託仕様書

## 1 業務名

令和8年度静岡県高級宿泊施設誘致推進業務

## 2 目的

- ・本業務は、「稼げる観光地域」の実現に向けて、世界的に知名度が高い、グローバルな顧客を抱える高級宿泊施設の誘致を行うものである。
- ・高級宿泊施設の誘致にあたっては、これまで本県に訪れていなかったインバウンドの新たな客層を呼び込み、旺盛な旅行消費を通じた旅行消費額の押し上げを図ることで、地域経済の活性化と観光地域のブランド力向上を目的としている。

## 3 委託期間

契約日から令和9年3月24日（水）まで

## 4 契約上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 5 業務内容

- ・上記2の目的を達成するため、以下に掲げる内容を参考に、必要な業務を企画提案し、実施すること。

### （1）土地・リブランディング情報の収集、整理と資料作成

#### ア 県内ホテル用地情報、リブランディング宿泊施設の収集・整理

- ・民有地を中心としたホテル候補用地情報、リブランディングに関心のある宿泊施設情報を収集すること。（10件以上）

#### イ 営業用資料の作成

- ・収集情報を整理し、ホテル開発事業者等に対する誘致活動を行うための物件紹介資料を作成すること。

※開発事業者等に効果的にアプローチできるものであれば、様式、作成単位等は、問わない。

### （2）営業活動

- ・専門的な知見やネットワークを活用し、ホテル開発事業者等にコンタクトすること。
- ・高級宿泊施設の開発実績を有するなど、誘致の実現性が高い開発事業者等に対し、県内外への誘致に向けた営業活動を行うこと。（10回程度）
- ・営業活動において、開発事業者等から聴き取った立地の可能性や課題等を取りまとめること。
- ・営業活動において、県内での開発の意向を示した事業者に対しては、県及び地権者等とともに誘致に向けた協議・調整を行うこと。

### (3) 自由提案

- ・専門的な知見やネットワークを活用し、静岡県への高級ホテル誘致に資する効果的な取り組みを行うこと。

※例：一般県民向けの高級ホテル紹介セミナー、高級ホテル運営に関心のある県内企業向け勉強会、金融機関等と連携した高級ホテルファンド組成につながる取り組み等

## 6 業務報告

月1回以上、業務の進捗状況を報告すること。

## 7 委託業務完了後の提出物

### (1) 完了報告書

- ・収集・整理したデータ、営業活動に使用した資料
- ・定期報告の内容等を踏まえた、受託業務全般の報告、評価
- ・今後の取組への意見・提言

## 8 特記事項

- (1) 業務内容等は、県と十分協議しながら進めること。
- (2) 受託者は、県の許可を得た場合を除き、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 成果物に係る著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）は、全て県に帰属する。さらに、著作者人格権については、これを行使しないこと。
- (4) 成果物の二次使用・再編集等について、県の判断で行うことができるものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議の上、決定する。